

評議員申請について

評議員(社員)は評議員選考委員会の審査、理事会の決議をもって選出されます。評議員申請を希望する正会員は、下記をご参照いただき、「評議員申請書」「業績目録」を作成の上、ご提出ください。

〈評議員申請にあたって〉

1. 評議員の資格

- ①原則として満65歳未満の正会員であること
- ②評議員となることを申請する時点で、この法人に連続7年以上会員として所属していること。但し、この法人が成立する以前に権利能力なき社団として存在していた日本産科婦人科内視鏡学会に所属していた者については上記所属年数の計算にあたってその期間を通算することができる。
- ③会費に未納がないこと。
- ④この法人の目的に沿った研究業績が備わっていること。研究業績は内視鏡手術に関する論文5編以上(筆頭論文1編以上を含む)とする。別刷りまたは論文のコピーを必ず添付すること。

注1 選考では、日本産科婦人科内視鏡学会雑誌、Gynecology and Minimally Invasive Therapy、日本内視鏡外科学会雑誌もしくはAsian Journal of Endoscopic Surgeryの論文(筆頭でも共著でも可)のどれかを必ず1編含めるものとする。論文の内容が評議員選考委員会において内視鏡手術に関連しないもしくは業績として不適切と判断された論文は、業績として認められない(例えば診断的腹腔鏡は認められないが、ロボット支援下手術は認められる)。

注2 業績となる論文は筆頭・共著を含め査読の証明がある雑誌を基準とする。査読の無い雑誌(病院雑誌・地方会誌など)は業績として認めない。

- ⑤日本産科婦人科内視鏡学会学術集会への直近7年のうち4回以上の参加実績を有すること。学会参加証明書を提出すること。

2. 申請書類

- ①「評議員申請書」「業績目録」は学会誌掲載の添付用紙をコピーまたは学会ホームページよりダウンロードしてご記入ください。
- ②「評議員申請書」の推薦者欄に、2名の理事の推薦を添え提出されること。
- ③「業績目録」に、内視鏡に関する論文5編以上(筆頭論文1編以上を含む)が記載され、論文別刷り又は論文のコピーが添付されていること。
- ④直近7年の学会参加証明書のコピーを4回分以上提出すること。
- ⑤申請書類(「評議員申請書」「業績目録」)は必ず簡易書留郵便にてご提出ください。また、簡易書留の控伝票は選考結果が公表されるまで必ず保管してください。
- ⑥提出期限は、毎年2月末日とします(締切日の消印有効)。
- ⑦申請書類送付先

一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会 事務局
〒102-0075 東京都千代田区三番町2 三番町K Sビル
株式会社コンベンションリンクージ内